

家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳

(表面)

家屋の所在		番地														号					
家屋番号		家屋の種類						現に所有していている者													
床面積	年度	価格	価格 登録 年月 日	沿革	登記 年月 日	所有者						所有者とみなされる者						敷地権の表示		摘要	
						住所	氏名又は 名称	個人番号又は 法人番号				住所	氏名又は 名称	個人番号又は 法人番号				登録 年月日	土地の所在、 地番		敷地権の 種類
		円																			

(裏面)

家屋明細													
建物の名称	区分	構造	床面積						摘要				
			1階	1階	以外	計							

第25号様式記載要領

- 法第349条の3、附則第15条、第15条の2又は附則第15条の3の規定の適用を受ける家屋にあつては、その旨「摘要」の欄に記載するとともに「価格」の欄には価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。
- 登録した価格等を修正する場合には朱書きをもってし、その旨「摘要」の欄に記載すること。
- 「家屋の種類」の欄には、不動産登記法第44条第1項第3号に掲げる建物の種類を記載するものであるが、木造以外の家屋のうち、次に掲げるものにあつては、それぞれに定める区分を併記すること。(例「工場(一般)」)
  - 工場、発電所、変電所、停車場及び車庫
    - ①一般 ②腐食性物質影響又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
  - 倉庫
    - ①一般 ②腐食性物質影響、冷蔵又は放射線 ③潮解性固体蔵置又は蒸気影響
- 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第343条第2項後段、第4項又は第5項の規定によって固定資産税を課されることとなる者を登録すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者、現に所有している者又は所有者とみなされる者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 敷地権の表示のされた家屋にあつては、敷地権の目的となっている土地の所在及び地番並びに敷地権の種類を「敷地権の表示」の欄に登録すること。
- 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳は、家屋番号順に作成し、大体200葉をもって1冊とし、下記の様式の表紙を付けること。

郡	町	大字
市	村	
家屋課税台帳 (家屋補充課税台帳)		
		何市区役所 何町村役場

8 共有者の人員が多数で一行に記載することができない場合は、下記の様式の共有者氏名表を添付すること。

共有者氏名表																					
家屋の所在		共有者						家屋番号													
登記 年月日	事由	共有 持分	年度	価格	住所	氏名又は 名称	個人番号又は 法人番号				登記 年月日	事由	共有持分	年度	価格	住所	氏名又は 名称	個人番号又は 法人番号			
				円											円						

9 家屋課税台帳は、従来の家屋台帳の副本を適宜使用して差し支えないものであること。

10 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。